

PCT欧州域内移行出願：EPO以外の機関がISAである場合の初期段階の手続

欧州域内移行後に

欧州域内移行後の

EPO 以外の機関が国際調査を行った欧州段階に移行する国際(PCT)出願について、EPO は補充調査を行います。EPO は国際調査の結果に関係なく単一性欠如と認定し、クレームに記載の最初の発明のみについて調査を行うことがあり、その場合には、出願人には他の発明について更なる調査手数料を支払う機会が与えられます

納付する

補充調査段階で EPO が単一性違反と認定した場合、出願人は 1 または 2 以上の発明について調査手数料を支払い、欧州段階でどの発明について手続を進めるかを選択することができます

納付し

- EPO の部分的調査報告で「発明」(クレームグループ) I および II と認定
- 発明 I のみ調査

発明 I および II の両方が重要か

いいえ

はい

発明 I は重要か?

発明 I および II のどちらについてこの出願で権利化を目指すか?

はい

いいえ

発明 II の権利化を目指す

発明 II の権利化を目指す

この時点では追加の調査手数料を支払わない

発明 II が重要

この時点で追加の調査手数料を支払うこと

分割出願前に発明 II について調査報告書を得たいか?

納付し

納付する

はい

いいえ

クレームを発明 I のみに補正

この時点で追加の調査手数料を支払うこと

発明 II について調査報告書の受領

この時点で追加の調査手数料を支払うこと

この時点では追加の調査手数料を支払わない

この出願では発明 I が審査対象

発明 II について調査報告書の受領

クレームを発明 II のみに補正

発明 II について調査報告書の受領

クレームを発明 I のみに補正

この出願では発明 I が審査対象

クレームを発明 II のみに補正

この出願では発明 II が審査対象

クレームを発明 I のみに補正

この出願では発明 I が審査対象

この出願では発明 II が審査対象

この出願では発明 I が審査対象

出願人は、他の発明について分割出願で権利化を目指す選択肢を保持する。

調査済の発明について分割出願した場合、調査手数料が返還される。

Contact Us

For more information on Mewburn Ellis LLP and other intellectual property matters, please visit our website at www.mewburn.com; email firstname.lastname@mewburn.com or mail@mewburn.com